

全員協議会会議録

1	開 会	2
2	あいさつ	2
3	議 題	2
(1)	報告事項について	2
①	矢板市道の駅エコモデルハウス設置及び管理条例の一部改正について.....	2
②	指定管理者制度の導入施設について.....	3
③	やいた未来づくり座談会の結果報告について.....	5
④	矢板市環境基本計画の令和4年度実績について.....	7
⑤	矢板市印鑑条例の一部改正について.....	13
⑥	矢板市空家等審議会条例の一部改正について.....	14
⑦	令和5年度全国学力・学習状況調査及びとちぎっ子学習状況調査の結果について.....	15
⑧	スポーツ施設の廃止について.....	17
4	その他	18
5	閉会	21

日 時 令和5年8月17日(木) 午前10時00分～午前10時44分
場 所 議場

○ 出席者

【 議員 15 人 】

- ① 渡 邊 英 子
- ② 榊 真 衣 子
- ③ 森 島 武 芳
- ④ 齋 藤 典 子
- ⑤ 神 谷 靖
- ⑥ 石 塚 政 行
- ⑦ 掛 下 法 示
- ⑧ 宮 本 莊 山
- ⑨ 櫻 井 惠 二
- ⑩ 高 瀬 由 子
- ⑪ 関 由 紀 夫
- ⑫ 小 林 勇 治
- ⑬ 伊 藤 幹 夫
- ⑭ 佐 貫 薫
- ⑮ 石 井 侑 男

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- ① 市長
- ② 副市長
- ③ 教育長
- ④ 総合政策部長兼総合政策課長
- ⑤ 秘書広報課長
- ⑥ 総務部長兼総務課長
- ⑦ 健康増進課長
- ⑧ 市民生活部長兼生活環境課長
- ⑨ 市民課長
- ⑩ 都市整備課長
- ⑪ 教育監
- ⑫ 生涯学習課長

齋 藤 淳一郎
三堂地 陽 一
塚 原 延 欣
和 田 理 男
宮 本 典 子
高 橋 弘 一
日賀野 真
山 口 武
高 久 聡 子
沼 野 英 美
小 原 智 江
佐 藤 賢 一

【 議会事務局 】

- ① 事務局長
- ② 副主幹
- ③ 副主幹

星 哲 也
粕 谷 嘉 彦
佐 藤 晶 昭

1 開 会

○議長（佐貫薫） ただいまから、全員協議会を開会いたします。（10：00）

2 あいさつ

○市長（齋藤淳一郎） おはようございます。

全員協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多用のところ、御出席を賜りましてありがとうございます。

本日の議題につきましては、矢板市道の駅エコモデルハウス設置及び管理条例の一部改正についてなど計8件でございます。

これらの件につきましては、所管する部課長から御報告いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

3 議 題

(1) 報告事項について

① 矢板市道の駅エコモデルハウス設置及び管理条例の一部改正について

○議長 次に、(1) 報告事項について、①について説明を求めます。

○総合政策課長（和田理男） おはようございます。

矢板市道の駅エコモデルハウス設置及び管理条例の一部改正について御報告いたします。

本施設は、環境に関する知識・技術の啓発施設として、平成22年度に開設いたしました。

館内で新たにテナント方式による福祉関連事業を展開し、施設の利用向上と環境機能の啓発促進を図るため、令和4年度に公募型プロポーザルにより、活用事業者を選定し、協議を重ねているところですが、事業開始に当たり所要の改正を行うものです。

管理条例の改正内容ですが、現在、本施設の利用につきましては、全て無料としておりますが、今後、テナント事業者には有償で貸し出すことから、事業を実施する事業者から利用料金を徴収できる規定を新たに追加いたします。

利用料金の額につきましては、隣接する道の駅やいたの設置条例に倣い、販売額の20%以内といたします。

また、開館時間につきましても、道の駅やいたと合わせ、午後6時までといたします。

今後につきましては、9月定例会議に議案として提出いたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

② 指定管理者制度の導入施設について

○議長 次に、②について説明を求めます。

○総合政策課長 指定管理者制度の導入施設についてであります。本年度末をもちまして、指定期間が満了となる24施設と新たに制度を導入する5施設を加えた29施設における令和6年度からの導入方針につきまして御報告いたします。

別紙 1 を御覧願います。令和 6 年度から制度を導入する施設の一覧表で、それぞれ制度の継続、新規、指定期間、選定方法の区分を記載しております。

管理期間につきましては、原則 5 年といたしますが、新規導入施設など矢板市として管理運営ノウハウの少ない施設については、事業計画と管理実績との整合などを見極めるため 3 年としております。

主な概要ですが、ナンバー 1、矢板市こども未来館につきましては、令和 3 年 3 月に開館し、本市児童福祉の中核を担う施設として、矢板市社会福祉協議会が管理運営しております。本協議会は、保育園や児童館、さらには高齢者施設など、児童・福祉施設に豊富な知識と経験、実績を有していることから、指定管理者として継続することで進めてまいります。

次の道の駅やいたにつきましては、農産物の販路拡大による農業振興をはじめ、情報発信など、産業振興の拠点としての役割を担う施設であります。令和元年度から株式会社やいた未来が管理運営を担っております。当社は本市出資会社として市政運営方針を十分に理解し、安定した施設運営と民間ノウハウの活用により、着実に経営成績を向上するなど、優れた管理運営が確実でありますことから、エコモデルハウスと合わせ引き続き指定管理者として継続して進めてまいります。

次の城の湯温泉センターにつきましては、新たに宿泊機能を追加し、本市の進める滞在型スポーツツーリズムの拠点として、観光振興の中心的役割を担う施設とする中で、本市出資会社として市政運営方針の理解度、道の駅やいたでの経営実績に加え、道の駅やいたとの相互に連携した事業展開や食材や共同仕入れ管理などによる経営の効率化、さらには新設する文化スポーツ複合施設や山の駅たかはらなど、他の公共施設との連携も期待できますことから、非公募として株式会社やいた未来を指定管理者として進めてまいりま

す。

ナンバー6以下の施設につきましては、公募により事業者を募集したいと考えております。

今後のスケジュールについてでございますが、それぞれ事業計画の募集などを行い、10月に指定管理者選定委員会を開催の上、指定管理者の候補者を選定いたします。

候補者を選定した施設につきましては、管理者の指定を議案として提出いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

③ やいた未来づくり座談会の結果報告について

○議長 次に③について説明を求めます。

○秘書広報課長(宮本典子) やいた未来づくり座談会の結果報告について御報告いたします。

資料につきましては、やいた未来づくり座談会結果報告を御覧いただきたいと思っております。

やいた未来づくり座談会は、地域住民の方々と市長が直接意見交換を行い、行政の抱えている課題を理解いただくとともに、地域の問題、実情を把握し、市政運営の参考とするため実施するものでございます。

本年度のやいた未来づくり座談会は、旧泉中学校を複合施設として整備するため、泉地区の未来づくり(仮称)泉複合施設を活用した小さな拠点づくり

を共通テーマとしまして、6月23日から7月15日にかけて、泉地区全行政区を対象に実施いたしました。参加者数につきましては、197名の参加をいただきました。

座談会の際に実施しましたアンケートの結果につきましては、お手元の資料2ページ、3ページに記載しております。出席いただいた状況を見ますと、性別につきましては、78%が男性。年齢別につきましては、60歳代が37%、70歳代が33%、合わせますと70%を占めておりました。また、座談会の内容は役に立ったかという問いには、そう思うが36%、どちらかといえばそう思うが50%、合わせまして86%となっております。

座談会の主な御意見等につきましては、未来づくり座談会Q&A抜粋版として、4ページから10ページまで添付しております。こちらは後ほど御覧ください。

地域の皆様からいただいた御意見、御要望は、生活道路の維持管理や整備、獣害対策や、(仮称)泉複合施設までの交通手段などについてなど、様々な分野においていただきました。意見によってはすぐに対応できるもの、また、検討に時間を要するものなどございますので、中長期的な検討が必要なものにつきましては、いただいた御意見を加味いたしまして、今後さらに検討してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

④ 矢板市環境基本計画の令和4年度実績について

○議長 次に④について説明を求めます。

○生活環境課長（山口 武） 矢板市環境基本計画の令和4年度実績について報告をいたします。

矢板市環境基本計画は、先の環境基本計画の計画期間を2年前倒ししまして、カーボンニュートラルの実現に向けた施策と、気候変動に適応する生活環境の改善や、自然環境の保全等への対応を含む計画といたしております。

令和4年度から令和13年度の10年間を計画期間とし、5つの大綱と16の施策の柱、51の目標指標と目標値を設けております。

それでは進捗管理表により主な目標指標について報告をいたします。資料の方御覧いただきたいと思います。

進捗管理表の1ページを御覧ください。施策の大綱の1「気候変動に対する取組を進め、地球環境にやさしいまちを目指します」は、先ほど申し上げたカーボンニュートラルを目指すとともに、気候変動の緩和策と対応策への施策となります。①「省エネルギー対策に関すること」の2項目め、温室効果ガス削減の目標値等を15万3,000tとしております。こちらは2013年の排出量の46%削減値となります。令和4年度の実績値19万3,000tにつきましては、環境省が算出したしました自治体排出量カルテ令和元年度の矢板市の数値を使用しております。③「再生可能エネルギーの導入拡大に関すること」の2項目めでございます。公共施設冷暖房設備に再生可能エネルギーを活用につきましては、令和4年8月に文化スポーツ複合施設が、県内の公共施設初めて省エネルギー設備を備えた先進建築物として、ZEB Readyの認証を受けておりますので完成後に実績として計上いたします。さらに、本年度は、避難所となっております公共施設への再エネ省エネ設備導入基本設

計を実施いたします。

次に2ページを御覧ください。(2)になりますが、「気候変動適応対策の推進」の②の指標、広域行政組合及び構成市町との連携につきましては、既に緩和策といたしまして、ごみ処理施設エコパークしおやにおいては、余熱利用、発電を行っておりますが、今後は適応策としての連携を近隣市町とを検討してまいりたいと思います。

次に3ページを御覧いただきたいと思います。施策大綱の2「生活環境を維持・改善し、一人ひとりが住みよい、快適な環境のまちを目指します」の①の環境基準達成状況でございますが、こちら基準未達成1地点につきましては、県が実施しております地下水調査によるものでございますけれども、原因が特定し改善をしております。(2)の①不法投棄、ポイ捨て防止等の推進、不法投棄監視員による回収量の減少につきましては、大規模な不法投棄は見当たりませんが、主要幹線でのポイ捨て、通勤時のポイ捨てと思われるケースが多く、周知に苦慮しているところではございますが、今後も啓発に努めてまいります。

続きまして4ページを御覧いただきたいと思います。下段の②の高齢者世帯の対応可能な生活ごみ出しボランティア体制の構築は、本年度体制整備に向けまして、高齢対策課と生活環境課で検討を進めているところでございます。次のステーション回収品目の追加につきましては、広域省庁の関係もございまして、まずはリサイクル率の向上とあわせ、プラスチック類、発泡スチロール等の回収拠点のあり方も含め検討を進めてまいります。

続きまして5ページを御覧いただきたいと思います。(4)の②良好な都市環境の創造の空き店舗等の改修補助金件数につきましては、令和4年度の実績はございませんが、令和3年度までの実績といたしましては10件ございます。

続きまして6ページを御覧いただきたいと思います。①中段の八方ヶ原観光入込数でございますが、コロナ禍の下でも、家族や個人向けの観光スポットとして着実に入込数を増やしております。山の駅の改修も完了し、本年度キャンプ場が正式にオープンしたことで、更なる入込数の増加が期待できるものと思われまふ。この一番下でございます農地面積でございますが、令和4年度の実績値は基準値の統計数値に合わせまして、申し訳ございませんが2,960ha、こちらに修正をお願い申し上げます。

続きまして、8ページを御覧いただきたいと思います。中段②の特定外来生物の未発見状態の維持・継続につきましては、御承知のことだと思ひますが今6月にアメリカザリガニとアカミミガメ、こちらが条件付特定外来生物に指定されたので、対策につきましては県と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。こちらの一番下の指標でございます市民協働の活動の実施、及び9ページになりますが、こちらの(2)環境保全活動の指導者や団体等の育成につきましては、こちら飛びまして10ページの(4)でございます環境文化都市やいた創造会議の活動とあわせまして、事業展開を図ってまいりたいと考えております。

また10ページの施策の大綱5でございますが、持続可能な地域づくりの検討につきましても、環境文化都市やいた創造会議、こちらコロナ禍で休止しておりましたが、こちらを主体といたしまして、持続可能な地域特性を踏まえた新たなエネルギーの供給、管理方法ですとか、デジタル技術をはじめ、環境負荷を軽減する新たな技術の活用方法等を、研究してまいりたいと考えております。

以上が矢板市環境基本計画の令和4年度実績の報告となります。

なお、この実績につきましては、7月28日に開催しました矢板市環境審議

会において承認をいただいておりますので御報告申し上げます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

○掛下議員 環境に関して、ちょっと2、3要望含めて言います。

一つは環境教育に関しまして、栃木県に、矢板市民で環境委員として登録されている人が5名います。私も入っていますけども、前に環境課のほうに相談して何かそういった形で協力できることありませんかと言ったときに、特にすぐ何かやるということではなくて、そのままになっていましたので、やはり登録したメンバーで何かやろうという気持ちでおりますので、ぜひとも活用していただいて、市民なり、児童のために環境の面でお手伝いできるとかたくさんあると思いますので、活用できるような方向で1度相談なり、メンバーを集めてそういったことをやったらどうかなということをご提案したいと思います。

あとエネルギー関係のところですけども、今、項目値が上がっていないのですけれども、今年からやりましたエネルギーの改善、あるいは項目としてEVとかあるいは家庭用太陽光とか、それと蓄電池とかいろいろ4月から始めましたけども、ああいうものも実績そのものだと思いますので、そういったものをピックアップして、この項目の中に家庭用のものを含めたエネルギー、省エネというのですか、そういった意味のところを実際にやっていますので、項目として取り上げたらどうでしょうかということです。

三つ目は、公共交通利用者の活用ですけどもこれも前にちょっと質問したのですけども、今デマンド交通になってから逐次集計ができるようになっていきますので、年齢構成が幾らどこに利用度が多いとか、それは電話で登録していますから、常時把握できるようになっていますので、月単位でもいいですから、その利用状況を把握できるようにすることによって、またそのデ

ータを活用することによって、利用価値が広がると思いますし、高根沢ではそれをやっておりますので、リアルで利用度を見られるような形、そういったものもちょっと反映してほしいなと思います。

以上です。

○議長 掛下議員、今のは答弁を求めますか。

○掛下議員 答弁を求めるのは、それぞれについての市の考え方があれば言うていただけたらと思います。無理であれば、別に要望だけでいいと思うのですが。

○生活環境課長 今、市のほうでのボランティア活動等含めまして、先ほど申し上げました矢板市の環境文化都市やいた創造会議、こちらを中心に、これからコロナ禍明けといいますか、こちらで活動を中心に進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御協力いただける方は、できますればこういった組織の中に御登録いただけるとありがたいなというところを考えてございます。

あと家庭での再エネ利用ということでございますが、こちら件数自体はなかなか個別にやられている方を把握することは難しい状況にございます。F I Tなんかの件数は国でも把握しているところがございますが、あとは我々が実施しております補助金を御利用いただいた方、そういった方は反映できるかとは思いますが。

あと公共交通に関しましてもデータとしてはございますので、これが環境基本計画の中の主な指標として取り入れるかどうか、5年見直しで実施しておりますので、その中で検討させていただければというふうに考えます。

○伊藤議員 御説明ありがとうございました。

1 ページの再生可能エネルギーの拡大に関しまして、矢板市は平成 15 年か

ら太陽光発電、家庭用太陽光発電の補助制度を始めまして、確か昨年12月の実績は全体で900世帯ぐらいが使用されているというデータがあったと思いますが、その間、FIT法により非常に買取価格が高いということで使用者も多いのですが、今、脱FITになりまして、太陽光発電に関わるいわゆるパワーコンディショナーの故障が10年、15年してくると出てきます。脱FITにより、買取価格が安くなったということで、修理してもなかなか元が取れない。何十万もかけて修理するのだったら、もう元に戻したほうが良いという家庭が矢板市に限らず、全国の自治体において課題の一つとして出されております。

特に矢板市の場合、環境に関しては、多分私が見ている中では全国でもトップレベルの地区にあるのではないのかなという気はしております。

もともと矢板市は再生可能エネルギーに対しては非常に普及率が高い中で、例えば脱FITの影響もあり、パワーコンディショナーが壊れてしまって元に戻った場合に、非常に二酸化炭素の排出でも逆に増えていくのではないかと危惧しております。数値的なものです。

それに対して何か今後の対策として考えているのでしょうか。できれば今後継続するに当たっては、要は光エネルギーを電気エネルギーに変えるパワーコンディショナーの修繕に関して補助を出すとか、2030年度、2050年度の目標に対しての継続をどうやって持っていくのか、そういうことをちょっとお聞きしたいと思います。

○生活環境課長 申し訳ございません、ちょっとパワーコンディショナーと逆にエネルギー消費量が増えるということの関係でございしますが、その辺のちょっと仕組みが、私もちょっと勉強不足で理解できてないところはございます。

FITに関しましては、今後売電とか、いわゆる家庭用につきましては、自

家消費型、こちらを市としても推奨していきたいというふうに考えてございます。

○伊藤議員 自家消費型は大いに結構、ただあくまでも太陽光で発電したものは光エネルギーにしか過ぎないのです。これを電気エネルギーに変えて蓄電池に充電するときにはどうしてもパワーコンディショナーという機械が必要なのです。簡単に言いますと、エネルギーを交換する機械が壊れている現象が10年、15年経つと今非常に多いのです。ですからそれを野放しという言い方ではちょっと失礼な言い方になりますが、結局せっかく太陽光で発電されたものが電気に換われないと、そうすると当然今まで電力会社から買うことを極力抑えたものが結局電力会社から買うことになってしまいます。そうすると、火力エネルギーに依存してたことが、また依存度が高くなっていくのではないかということで、その対策、蓄電池でさえ充電はできませんからこれは。大元の得るものがなくなっちゃうわけです。それに対しては今後、矢板としてはどういように対策をしていくのかと、そういう質問をさせていただきました。

○生活環境課長 申し訳ございません。私もそういった事象をまだちょっと市内では耳にしておりませんので、これからこういうことがあるということをやちょっと認識しまして、研究してまいりたいと考えております。

○議長 そのほか御質疑等ありますか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑤ 矢板市印鑑条例の一部改正について

○議長 次に、⑤について説明を求めます。

○市民課長（高久聡子） 矢板市印鑑条例の一部改正について御説明いたします。

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴いスマートフォンに搭載された利用者証明用電子証明書を使用して、コンビニ交付サービスによる印鑑登録証明書の交付を可能とするため、所要の改正を行うものです。

施行日につきましては、デジタル庁のコンビニ交付サービスの正式な開始日について未定のため、規則で定める日から施行します。

この印鑑条例の一部改正につきましては、9月定例会議に議案として提出いたしますので、よろしく願いいたします。

説明は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑥ 矢板市空家等審議会条例の一部改正について

○議長 次に、⑥について説明を求めます。

○都市整備課長（沼野英美） 矢板市空家等審議会条例の一部改正について御説明いたします。

改正の趣旨につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が6月14日に公布され、6か月以内に施行されますので、それに合わせまして、矢板市空家等審議会条例の所要の改正を行うものです。

法改正の内容につきましては、カラー刷り資料のとおりでございます。矢板市空家等審議会につきましては、本市における空家等対策の推進のため、各施策の検証、審議等を所掌事務として設置しておりますが、今般の改正において

審議会のこれまでの所掌事務であります特定空家に加えまして、新たに創設されます管理不全空家に対する勧告についての審議、答申を追記いたします。

新設されます管理不全空家につきましては、カラー刷り資料の中ほどにあります青い部分「管理の確保」の①特定空家化を未然に防止する管理に、放置すれば特定空家になる恐れのある空家を管理不全空家としております。

施行期日につきましては規則で定め、国の期日と同日といたします。

本案につきましては、9月の定例会議に提出いたしますのでよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

○掛下議員 空家と空地も同様な放置の問題がありますので、それを加えることはできませんでしょうか。

○都市整備課長 今般の法律につきましては、空家等対策ということですので、この法律にかかわらず空地の管理につきましては別で、市のほうで管理の通知等を出して勧奨していきたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。

○議長 そのほか御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑦ 令和5年度全国学力・学習状況調査及びとちぎっ子学習状況調査の結果
について

○議長 次に、⑦について説明を求めます。

○教育監(小原智江) 今年度実施した全国学力学習状況調査及びとちぎっ子学

習状況調査の結果について御報告いたします。

全国学力学習状況調査は4月18日に小学6年生を対象として国語と算数、中学3年生を対象として国語、数学、英語が実施されました。

その結果が文部科学省から7月31日に公表されております。

平均正答率から結果を見ますと、小学6年生につきましては、国語、算数ともに全国平均、県平均を上回る結果となりました。

中学3年生につきましては、国語と数学は全国平均、県平均と同程度で、英語は全国平均、県平均を下回る結果となっております。

同日に実施されたとちぎっ子学習状況調査は、栃木県の小学4、5年生を対象として国語、算数、理科、中学2年生を対象として国語、数学、社会、理科、英語が行われました。

その結果が県教育委員会から7月31日に公表されております。

平均正答率から結果を見てみますと、小学生につきましては、4年生の理科が県平均と同程度であったものの、それ以外の国語、算数、及び5年生は3教科全てにおいて、平均正答率が県平均を上回る結果となりました。

中学2年生につきましては、5教科全てで、県の平均正答率を下回るという結果でした。

今回の結果を受けまして、各学校においては、本調査の結果を全職員で分析検討して、学力向上改善プランを作成しているところです。子供の学ぶ意欲、学習習慣や教師の指導力、保護者の理解、協力の視点からアプローチできることを話し合い、検証、改善を繰り返し、学力向上を目指してまいります。

教育委員会といたしましては、夏休みを迎える児童・生徒に対して、教育長メッセージを発信しました。これは規則正しい生活や節度あるメディアの使い方促すとともに、児童・生徒自身が計画した学習をしっかりと実施してほしい

との願いを述べたものです。

なお、その裏面では涼しい環境で学習に取り組みやすい議場などの4か所の学習スペースについても案内したところです。

課題になっております中学生の学力向上に向けて、宇都宮大学との連携を一層強化し、小学校だけでなく、新たに中学校においても研修会を実施し、教員の授業力向上を図ってまいります。

また、6月から実施しております、中学生放課後学習塾においても、一人ひとりに対応した指導を行い、学力向上に向けた取組に努めてまいります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑧ スポーツ施設の廃止について

○議長 次に、⑧について説明を求めます。

○生涯学習課長(佐藤賢一) スポーツ施設の廃止につきまして御報告をいたします。

令和6年度の旧泉中学校、泉複合施設の開業に合わせまして、泉地区にあるスポーツ施設を集約するため、立足にあります泉運動場、旧長井小学校の長井体育館、旧上佐野小の上佐野体育館の3施設を今年度で廃止をするものとなります。

旧泉中学校の廃校に合わせまして、本年度から体育館と校庭をそれぞれ泉体育館、泉グラウンドとして、スポーツ施設として位置付けておりまして、供用しているところでございます。

今回、泉複合施設整備の一環といたしまして、泉グラウンドの芝生化を実施

することによりまして、泉地区の中核スポーツ施設として屋内施設の泉体育館、
野外施設の泉グラウンドの環境が整うこととなります。

このことから、機能が重複いたします施設を廃止いたしまして、市スポーツ
施設を有効的に運用していくことを目的として実施いたします。

今回の3施設の廃止に伴いまして、他の体育施設の利用について、泉体育館、
泉グラウンドも含めまして、市の体育施設を御利用いただけるように周知、誘
導してまいりたいと考えております。

説明は以上となりますが、矢板市体育施設設置及び管理条例の改正をする条
例を12月の定例会議に議案として提出いたしますのでよろしくお願ひしたい
と思います。

報告は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

○宮本議員 御苦労様です、そしてこの管理条例には、当然そういう施設です
から問題はないのですが、さてこの三つ、泉運動場、長井小体育館、上伊佐野体
育館、これがその後の利用も含めて空家にならないように、継続して整備、そ
して使用、営業も含めて、すぐ継続して入れるようにお骨折りしていただけれ
ばと思います。

以上です。

○議長 そのほか御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

4 その他

○議長 次に、4その他に入ります。議員各位及び市当局から何かありませんか。

○健康増進課長（日賀野真） 令和5年度新型コロナウイルスワクチンについて御報告をさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けにつきましては、皆様御承知のとおり、本年5月8日付で新型インフルエンザ等感染症、いわゆる2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類へ移行しました。

一方、予防接種法に基づくワクチン接種につきましては、臨時特例接種期間、これが令和6年3月末まで延長されております。

これに伴いまして、別添資料に記載がございますとおり、5月8日から9月19日までの期間で、高齢者、基礎疾患を有する方等に、令和5年春開始接種といたしまして、オミクロン株対応2価ワクチンの接種を実施しており、8月13日時点では、7,897の方が接種を終えております。

次に、この春開始接種が終了した後は、令和5年秋開始接種が実施されることとなります。この資料の右側の赤いところですが、この接種は重症者を減らすという目的のもと、高齢者など、重症化リスクが高い方を対象としつつ、資料記載のとおり初回接種を終了した全ての方に接種機会を提供するものであり、オミクロンXBB1系統のワクチンを用いて、来る9月20日から令和6年3月末まで実施することとなりました。

これを受けまして本市では、令和5年秋開始接種の概要について、今月下旬からチラシなどにより、市民の皆様に周知をさせていただきますとともに、対象者に順次接種券を送付し、来月下旬から接種を開始する予定であります。

新型コロナワクチンウイルスワクチン接種については、今後も国の動向を注視しつつ、市医師団と協議の上、接種を希望される方が順次接種を行えるように、接種体制を確保してまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

○伊藤議員 御説明ありがとうございました。8月9日の報道でも公表されていましたが、この接種に関してちょっと質問させていただきます。まず対象者はどのぐらいいらっしゃるのか、生後半年以上の方ですね。それと接種回数は何回やるのか、来年の3月までですね。あと国のほうとしては努力義務なのか、推奨なのか、その3点です。あと最後に3月で国の交付金による接種は終了予定ではございますが、矢板市としてはどういった対応をしていくのか。矢板市が多少なりとも補助を出すとか、そういうことも含めて御質問したいと思います。

○健康増進課長 伊藤議員の御質問にお答えいたします。

まず対象者でございますが、こちら資料に記載のとおり、初回接種、いわゆる1・2回接種を終了した全ての方というふうになっておりまして、これは常に数字は動いているのですが、先ほど申し上げました8月13日時点の状況におきますと、2回目接種を終了しているのが、2万7,001回、2万7,000人あまりの方となっております、この人数が直接的な対象となるというふうを受けとめております。

しかしながら、先ほども申しましたとおりこの接種は重症者を減らす目的のもと、高齢者など、重症化リスクが高い方を対象としているということですので、実際にはもう少し減るのかなど。高齢者の数がおよそ1万人、それに基礎疾患がある方ということなので、その辺りが一つの目安にはなるかなというふうを受けとめております。

次の御質問の回数でございますが、令和5年秋開始接種は1回というふうになっております。

また次の御質問で努力義務、あるいは接種勧奨の取扱いにつきましては、6

5 歳以上及び基礎疾患を有する方については、努力義務であるとか接種勧奨、いわゆる公的関与というものが適用されますが、それ以外の方につきましては、適用されておられません。

それ以外の方は御自身で御判断いただくという形になります。

そして最後に令和6年度の取扱いにつきましては、今、この秋開始接種と並行して国のほうで議論が始まるというような予定でございまして、そちらが見えてこないと市としての対応も今のところ設定しようがないのかなというふうに受けとめておりますので、御容赦いただきたいと思います。

説明は以上となります。

○議長 その他についてほかに何かありますか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

5 閉会

○議長 以上で全員協議会を閉会いたします。お疲れさまでした。(10:44)

令和 年 月 日

議長